



Vol.15

静岡県弁護士会通信

発行 2016(平成28)年 春号

弁護士をもっと 身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



ご挨拶

静岡県弁護士会 会長 洞江 秀



このたび、平成28年度静岡県弁護士会の会長に就任しました。平成28年4月1日より1年間、弁護士会の会長を務めますので、宜しくお願い申し上げます。

さて、静岡県弁護士会には、平成28年4月1日時点で合計448名の弁護士がいます。エリアごとでは、静岡中部地区（静岡支部）に176名、静岡西部地区（浜松支部）に129名、静岡東部地区（沼津支部）に143名の弁護士が所属し活動しています。

弁護士は、法律の専門家であり、市民の皆様が生まれてから亡くなるまでの間のさまざまな場面で起こる法律上のトラブルについて、相談を受けて助言し、あるいは書面を作成し、裁判を含む法的な手続を依頼者の代理人として行います。

弁護士が取り扱う法的なトラブルは、大きくいえば民事事件、家事事件、刑事事件などがあります。民事事件は、お金の貸し借りなどの契約トラブル、交通事故を含むさまざまな事故による損害トラブル、建物や土地の売買や貸し借りなどを巡る不動産トラブル、雇用関係を巡る労働トラブル、住宅やマンションなどの建築に問題があった場合の建築トラブルなどがあります。また、家事事件は、夫婦関係がうまくいかなかった場合の離婚トラブル、親子関係を巡るトラブルなどの家族問題や成年後見など高齢者の財産管理についてのトラブル、さらには、死亡した場合の遺産問題や死亡する前から相続の準備をするための遺言書に関連する問題などがあります。さらに、刑事事件では、警察から犯罪の容疑をかけられた場合に弁護活動を行います。その場合の事件は、殺人事件や傷害事件のような重大な事件だけではなく、日常的に誰しもが当事者になりうるような交通事故や飲酒運転などの交通違反なども含

まれます。

このように、弁護士が取り扱う法的なトラブルは、人間誰でもが一生の間に、好むと好まざるを問わず、大なり小なり遭遇してしまうかもしれないトラブルです。このような法的トラブルにあった時に、まずは、いち早く弁護士に相談して欲しいのです。法的トラブルも病気と同じで、早期に相談してもらえれば解決手段が多く、負担が少なく短期間に解決できる可能性も高くなります。他方で、法律がわからないままに素人考えで進めてしまったり、放っておいてしまうことで、後から收拾がつかなくなってしまうこともあります。

また、弁護士は、個人からの依頼だけではなく、企業、各種団体からの依頼を受けて法的問題の処理にあたっています。企業や団体においても、取引上の債権回収等や業務上の事故などによる損害賠償トラブル、あるいは契約等を締結する場合における予防法的な対処など法的な専門家のアドバイスなしでは、会社や団体の運営は困難であると言っても過言ではありません。

静岡県弁護士会では、448名の弁護士が各々の法律事務所では法律相談業務を受け付けているほかに、弁護士会としても静岡支部、浜松支部、沼津支部の各支部における法律会館において毎日、相談弁護士がスタンバイしておりますし、中小企業を対象とする法律相談なども実施しております。法テラスや各市町ほか公共サービスの法律相談にも弁護士を派遣しております。さらに、静岡県弁護士会は、個別の法律紛争に関して、当事者からの申請があれば、中立的な仲裁人弁護士を選任して、弁護士会において紛争解決のための話し合いをあっせんするADR（紛争仲裁）制度も行っております。とにかく、法的なトラブルに遭ってしまったと思ったら、早めに、法律専門家である弁護士に相談してみてください。

弁護士保険のススメ

— 飛躍的に増加している

— 弁護士保険制度 —



皆さんは、紛争が発生したとき、その解決を弁護士に相談・依頼すると多額の費用がかかると思われていることでしょうか。

そのため、紛争が起こっても、なかなか弁護士に相談・依頼することができなかつた方もいらっしゃると思います。

確かに、弁護士に相談・依頼する場合、原則として費用がかかりますが、皆さんが弁護士保険に加入していれば、無料で法律相談を受けることができ、費用負担なしで（若しくは低額の費用で）弁護士に依頼することもできます。

従来の弁護士保険は、保険会社が販売している交通事故等の保険の特約の一つであり、年間数千円程度の費用ですむこの特約を付与すれば、例えば、皆さんが自動車・自転車の事故、暴行・盗難などの賠償問題で揉めたときなどに、費用負担なし（若しくは低額の費用で）で弁護士に依頼することができます。

さらに、いわゆる物損事故や怪我が軽い事故など被害額が大きくないような事件であっても、弁護士の費用を気にすることなく弁護士に依頼することができる点もメリットと言えます。

また、弁護士保険のメリットはこの点にとどまりません。知り合いに弁護士がいなくても、皆さんが加入されている保険会社に頼めば、保険会社が弁護士を紹介してくれますので、

自分で弁護士を探す手間も省けます。

なお、この弁護士保険を利用して弁護士に相談したり、依頼したりする場合、皆さんが加入されている保険会社が日本弁護士連合会と提携している保険会社であれば、各地の弁護士会から迅速に弁護士を紹介してもらうことができます。

因みに、日本弁護士連合会（日弁連）と提携している保険会社は、現時点で次の15社です。

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- エース損害保険株式会社
- au 損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- 全国共済農業協同組合連合会
- 全国自動車共済協同組合連合会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- そんぽ24損害保険株式会社
- 富士火災海上保険株式会社
- プリベント少額短期保険株式会社
- 三井住友海上保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社

この日弁連と提携している弁護士保険（L A C）の取扱件数は、年々飛躍的に増加しており、2006年度には全国で年間700件しか取り扱われていなかったところ、2014年度には全国で約2万7千件の取り扱いがあり、弁護士保険は市民の方々に浸透してきており、皆さんのお役に立つことができていると思われます。弁護士保険特約に加入していたのに確認しないで使わず終わってしまった！ということも。皆さんの保険契約や特約を是非確認してみてください。

さて、この弁護士保険は、従来交通事故等を対象とされてきましたが、平成27年12月に損害保険ジャパン日本興亜株式会社から販売された法人・団体向けの弁護士保険（商品名：弁護のちから）は、その対象範囲を大幅に拡大しました。すなわち、拡大された対象は、**被害事故に関する紛争（医療事故は対象外）、人格権侵害に関する紛争、遺産分割に関する紛争、離婚調停に関する紛争、借地又は借家に関する紛争、労働に関する紛争**となっております。但し、拡大された分野における弁護士費用は、全額保険で賄われるわけではありませんので（自己負担割合10%）、ご注意ください。

なお、同様の個人向けの保険が、プリベント少額短期保険株式会社からも販売されております。

このように弁護士保険は、市民の方々に對する法的なサービスを充実させることを目的としているものであり、当会としても、制度を円滑に運営し、皆さんにご満足いただけるよう、日々努力しております。

皆さんも是非、弁護士保険を積極的にご利用いただき、自己の権利を実現して下さい。

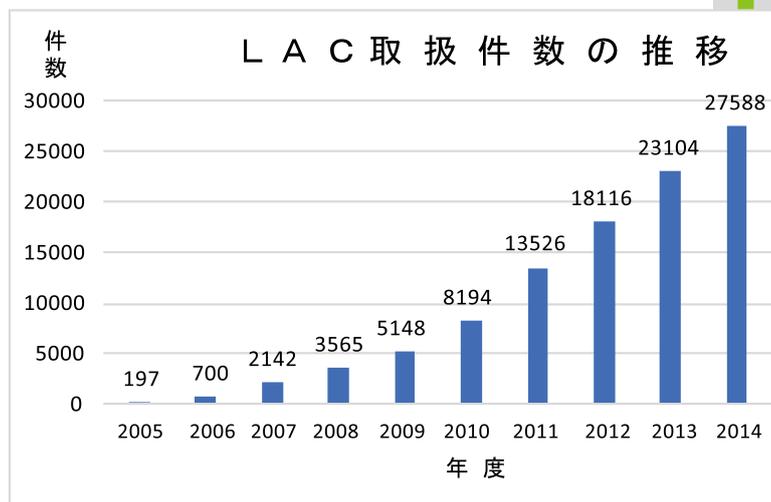
弁護士保険のメリット

- ① 相談料が無料
- ② 弁護士の費用（着手金・報酬金）などが一定額まで無料
（そのため請求額の大小に関係なく気軽に依頼できる）
- ③ 保険会社や弁護士会（日弁連提携保険会社の弁護士保険の場合）が弁護士を紹介

相談料
無料

弁護士紹介

弁護士費用
無料



各種法律相談のご紹介

2016.4.30現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
- 浜松支部 毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
(掛川法律相談センター 毎月第1水曜日 時間同上)
- 沼津支部 毎週月・水・金 午後1時～3時30分
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借入整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。
県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 ●沼津支部
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848